

四日市市訓令第3号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程

四日市市副市長事務分担規程（昭和35年四日市市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第1条 副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。</p> <p><u>藤井信雄副市長</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政策推進部に属する事務</u></p> <p>(3) <u>財政経営部に属する事務</u></p> <p>(4) <u>シティプロモーション部に属する事務</u></p> <p>(5) <u>商工農水部に属する事務</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>会計管理室に属する事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第1条 副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。</p> <p><u>1人の副市長</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務部に属する事務</u></p> <p>(3) <u>環境部に属する事務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>スポーツ・国体推進部に属する事務</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>議会に属する事務(議会の権限に属する事務を除く。)</u></p> <p>(9) <u>教育委員会に属する事務(教育委</u></p>

(10) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）

(11) 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

市川典子副市長

(1) 総務部に属する事務

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 環境部に属する事務

(6) スポーツ・国体推進部に属する事務

(7) (略)

(8) 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）

(9) 議会に属する事務（議会の権限に属する事務を除く。）

(10) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）

員会の権限に属する事務を除く。）

(10) 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）

(11) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）

(12) 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。）

他の1人の副市長

(1) 政策推進部に属する事務

(2) 財政経営部に属する事務

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) シティプロモーション部に属する事務

(7) 商工農水部に属する事務

(8) 会計管理室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）

(9) (略)

(10) 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）

(11) 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）

(11) 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）

(12) 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。）

附 則

この規程は、平成30年10月6日から施行する。

（総務部総務課）